資料－３

令和７年５月７日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議題３】
ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）

ソデイカ漁業に係る委員会指示について

【制定の経緯】

年月日	内　容　等
H6.8.26	沖縄海区漁業調整委員会において，ソデイカ漁業に係る委員会指示が発出される。
H6.12.15	奄美大島海区漁業調整委員会において，沖縄海区と同様の規程が必要との意見。
H7.3.3	大島群島南部５漁協漁業者有志からソデイカ漁に対する要望書提出。 【意見の概要】 ソデイカ資源保護のため ・　大型沖縄漁船の奄美海区における操業禁止，はえ縄漁業の禁止。 ・　旗流し漁業の旗数の制限。
H7.3.17	奄美大島海区漁業調整委員会において，当海区における委員会指示の発出について協議し，沖縄県並みの指示を発出することが決定。
H7.6.16	奄美大島海区漁業調整委員会において，当海区における委員会指示案の内容等について協議。併せて関係者の意見を聴く公聴会を開催。
H7.7.31	ソデイカ漁業に係る委員会指示を発出。以後概ね有効期間３年間とし，都度更新。
H21.5.21	奄美大島海区漁業調整委員会において，沖縄県において旗流し漁業の旗数の制限変更等の動きがあったため，指示の有効期間を１年間とする。
H22.5.21	奄美大島海区漁業調整委員会において,沖縄と指示内容を合わせるため,旗流し漁業で使用する旗数を１隻当たり30本以内を50海里以内は30本，50海里以遠は50本に改める。指示の有効期間を１年間とする。
H23.5.20 H24.5.24 H25.5.17	奄美大島海区漁業調整委員会において，指示の有効期間を１年間とし，都度更新。
H26.4.17	奄美大島海区漁業調整委員会において，沖縄県の禁漁期間の延長等の動きが沈静化したため，指示の有効期間を３年間とする。
H29.6.9 H30.5.15	奄美大島海区漁業調整委員会において，沖縄県の禁漁期間の延長等の動きが出てきたため，指示の有効期間を１年間とする。
R元.5.10	奄美大島海区漁業調整委員会において，沖縄海区と同様に現行の内容を継続すべきとの意見が多かったため,指示の有効期間を１年間とし,更新。
R2.5.27 R3.5.28	奄美大島海区漁業調整委員会において，現行の内容で継続すべきとの意見が多かったため，指示の有効期間を１年間とし，更新。
R4.6.10	奄美大島海区漁業調整委員会において，資源保護の観点等から禁漁期間を１か月延長し，６～10月と改める。指示の有効期間を１年間とする。
R5.5.10	奄美大島海区漁業調整委員会において，現行の内容で継続すべきとの意見が多かったため，指示の有効期間を１年間とし，更新。
R6.5.9	奄美大島海区漁業調整委員会において，資源保護の観点等からソデイカはえ縄漁を禁止に改める。指示の有効期間を１年間とする。

【沖縄県の状況】

委員会 開催日	審　議　内　容
R6.7.12	ソデイカ委員会指示の有効期限が令和６年９月30日までであることから，新たな委員会指示発動に向けて，今後の作業内容やスケジュール，アンケートや地区別説明会の実施等について，事務局案のとおり進めることを確認。 また，鹿児島県水産振興課から令和６年６月27日に，「５月10日に本県漁船に対する立入検査を行った結果,奄美大島海区漁業調整委員会指示(ソデイカの旗数制限）違反が確認された」旨，情報提供及び指導依頼があったことを報告。
R6.8.9	ソデイカの委員会指示更新に向け，水産海洋技術センターより参考となる研究情報の提供を行い，前回委員会（R6.7.12）で協議したアンケート，地区説明会の実施等について，事務局案からアンケート内容を一部修正して実施することで承認。
R6.9.13	ソデイカの委員会指示更新に係る意見交換会及びアンケートの結果を報告し，昨年同様に11月禁漁とする指示を発動する事について承認。 併せて，今期のソデイカ漁期の事前通知及び奄美大島海区での11月操業自粛の依頼文書の発出についても承認。

ソデイカ漁獲量実績（平成30年～令和５年：月別）

（単位：kg）

年		11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	計
R5-6	奄美海区内船	95,301	43,494	38,628	79,617	68,382	46,415	38,967	0	410,804
	海区外船	3,172	3,883	0	8,933	550	6,139	197	0	22,874
	計	98,473	47,377	38,628	88,550	68,932	52,554	39,164	0	433,678
R4-5	奄美海区内船	99,926	15,856	40,475	35,787	32,220	26,271	16,635	0	267,170
	海区外船	2,343	3,349	622	5,816	5,909	4,096	0	0	22,134
	計	102,269	19,205	41,097	41,603	38,129	30,367	16,635	0	289,304
R3-4	奄美海区内船	33,852	26,100	35,207	15,195	46,448	34,491	10,498	18,856	220,646
	海区外船	5,135	14,294	4,574	9,281	10,940	4,415	2,670	150	51,459
	計	38,987	40,394	39,781	24,476	57,388	38,906	13,167	19,006	272,105
R2-3	奄美海区内船	43,900	33,409	15,926	23,816	36,877	20,346	30,683	19,723	224,678
	海区外船	0	9,368	1,364	9,677	4,060	6,445	3,420	559	34,893
	計	43,900	42,777	17,289	33,493	40,937	26,791	34,103	20,281	259,571
R元-2	奄美海区内船	45,872	22,808	36,551	29,735	27,406	35,968	25,413	17,847	241,600
	海区外船	5,859	4,843	3,004	3,961	13,148	9,154	3,879	1,279	45,127
	計	51,732	27,651	39,555	33,697	40,553	45,122	29,292	19,126	286,727

（単位：kg）

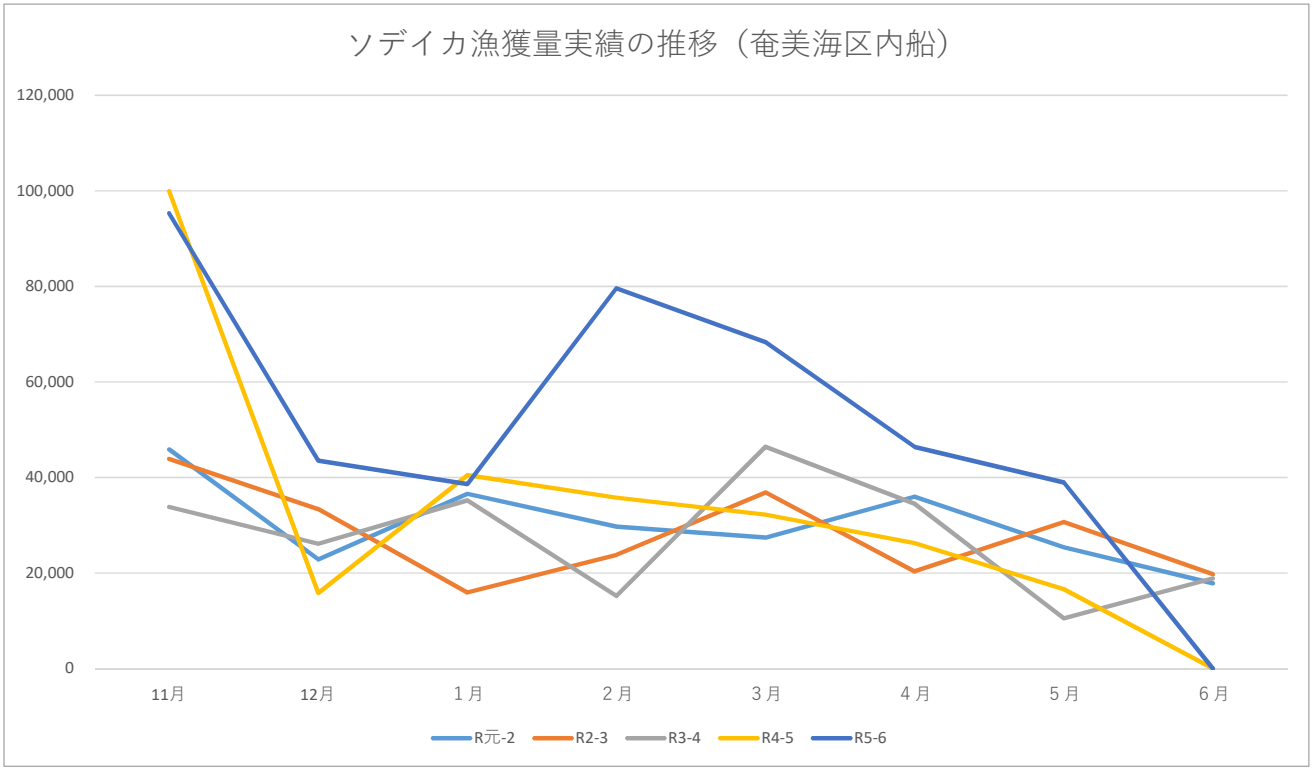

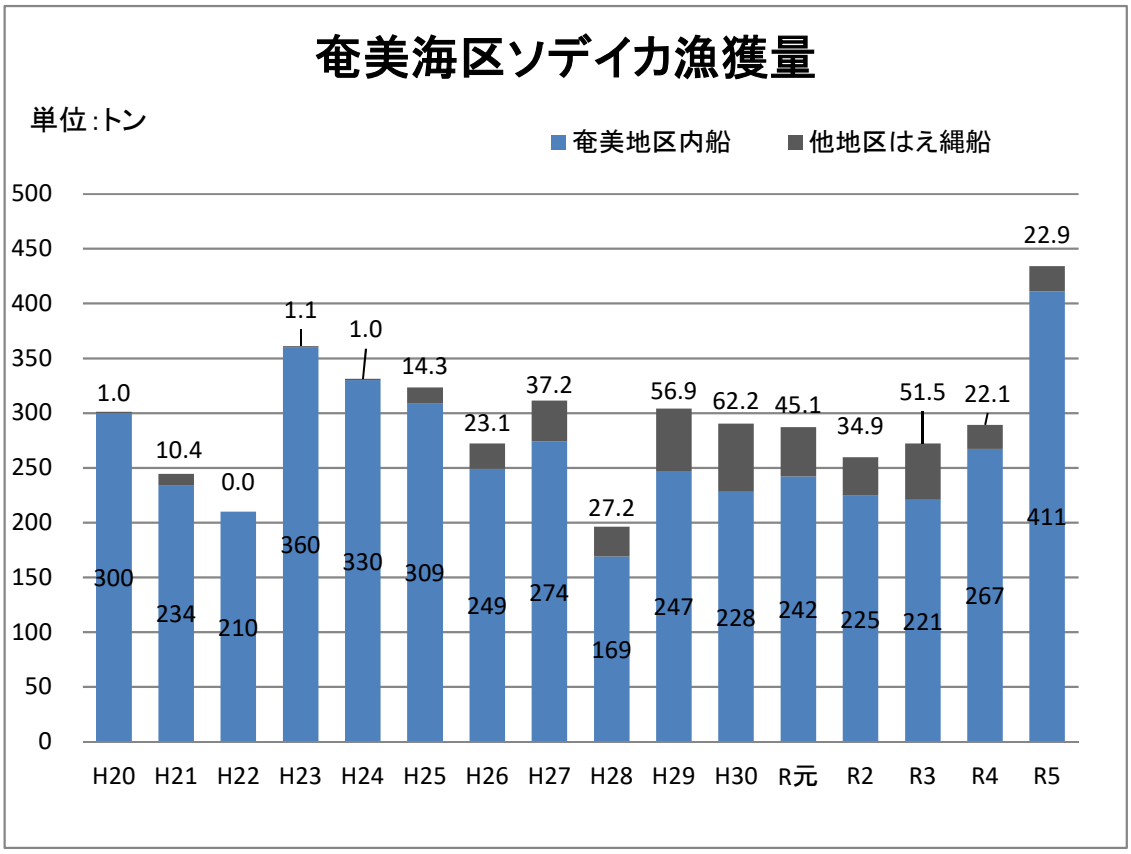
奄美海区ソデイカ漁獲量
単位:トン
奄美地区内船
他地区はえ縄船
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
1.0
10.4
0.0
1.1
1.0
14.3
23.1
37.2
27.2
56.9
62.2
45.1
34.9
51.5
22.1
22.9
300
234
210
360
330
309
249
274
169
247
228
242
225
221
267
411
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R元
R2
R3
R4
R5

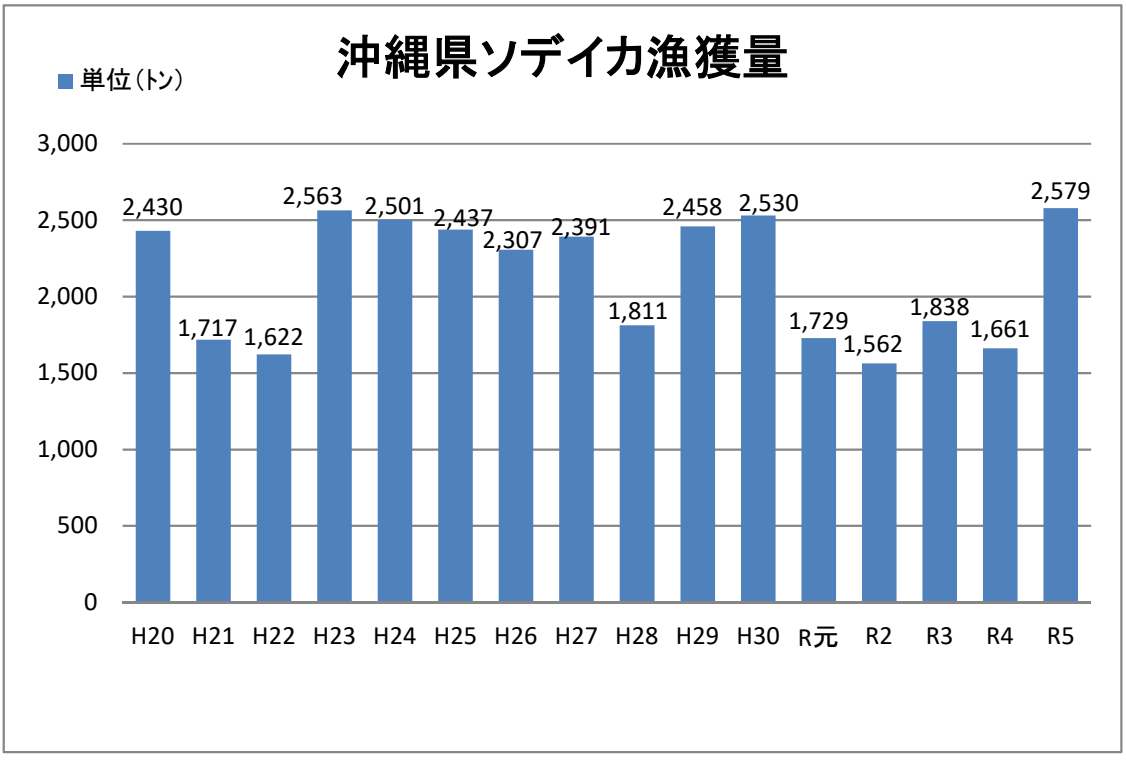
沖縄県ソデイカ漁獲量
単位(トン)
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
2,430
1,717
1,622
2,563
2,501
2,437
2,307
2,391
1,811
2,458
2,530
1,729
1,562
1,838
1,661
2,579
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R元
R2
R3
R4
R5

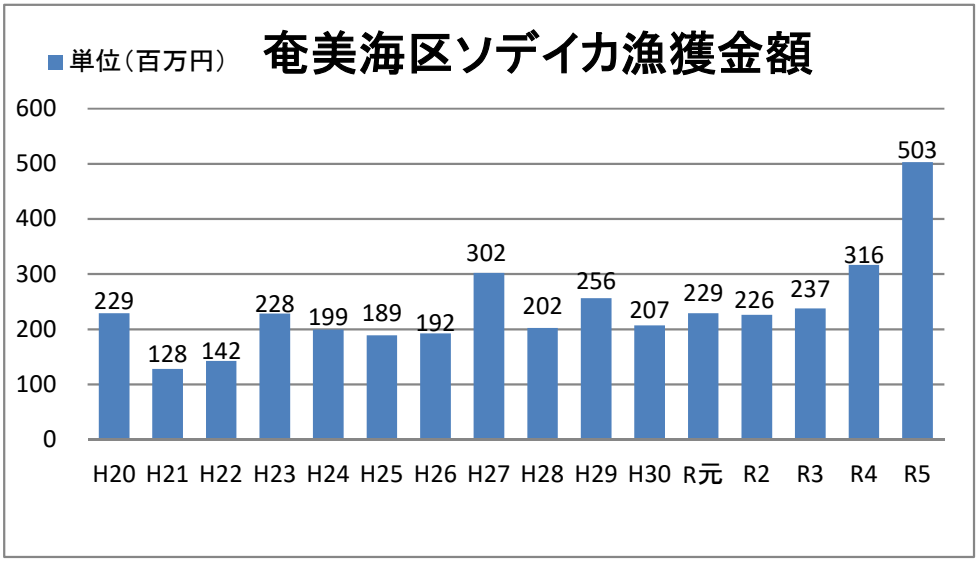
奄美海区ソデイカ漁獲金額
単位（百万円）
600
500
400
300
200
100
0
229
128
142
228
199
189
192
302
202
256
207
229
226
237
316
503
H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 R4 R5

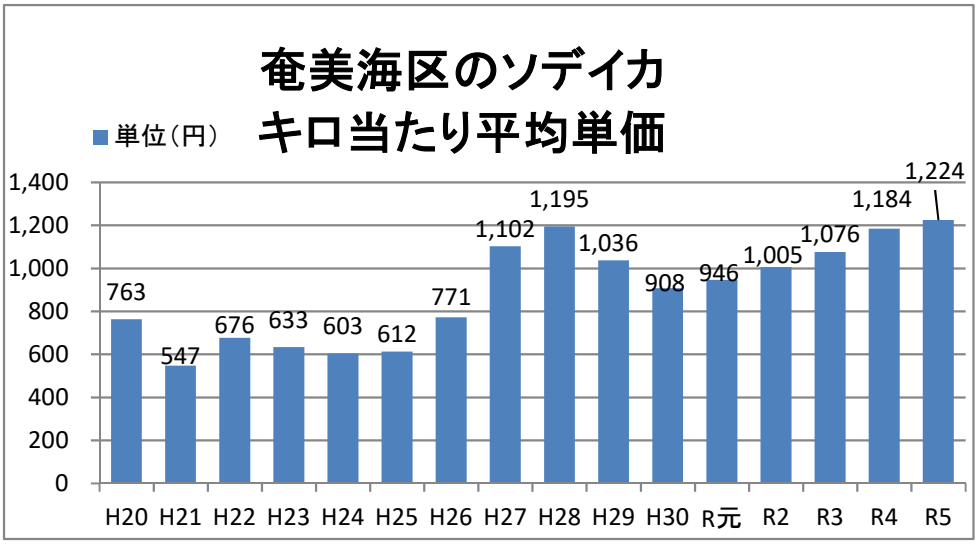
奄美海区のソデイカ
キロ当たり平均単価
単位（円）
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
763
547
676
633
603
612
771
1,102
1,195
1,036
908
946
1,005
1,076
1,184
1,224
H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 R4 R5

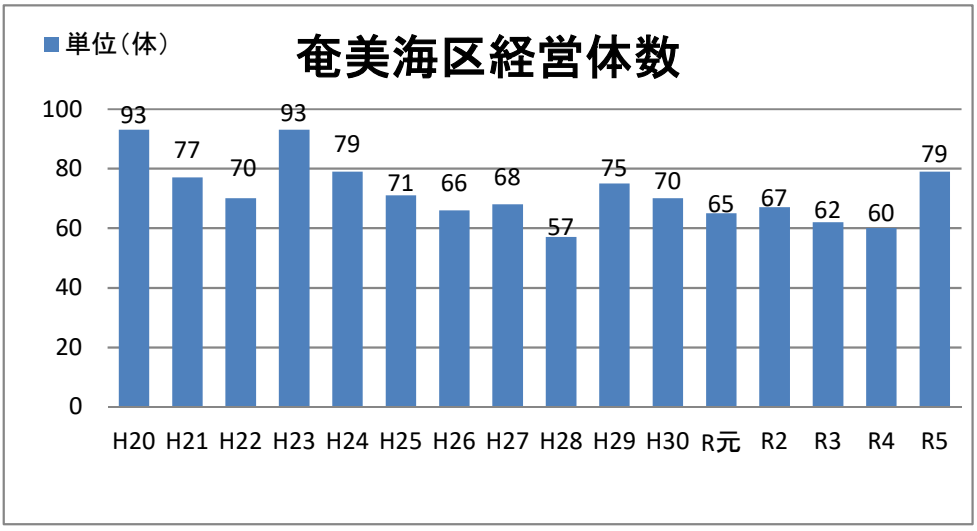
単位（体）
奄美海区経営体数
100
80
60
40
20
0
93
77
70
93
79
71
66
68
57
75
70
65
67
62
60
79
H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 R4 R5

ソデイカ漁業に係る委員会指示についての
管内各漁協へのアンケート内容

※　アンケートの冒頭に，「現状」について記載し，その内容について目を通していただいた上で，設問１～４に回答いただく形式とした。

現状

・　奄美大島海区では，R4.6.21付けで，ソデイカの禁漁期間を従来の７～10月から前１ヶ月を延長し，「６～10月」とした。

・　沖縄地区では，R元.9.27付けで，ソデイカの禁漁期間を従来の７～10月から前後１ヶ月ずつ延長し，「６～11月」とした。

→　沖縄海区からは，禁漁期間を合わせてほしいという意見はあるものの，事務局としては，当面，同じ禁漁期間とし，禁漁期間変更の影響を引き続き確認する必要があると考えている。

・　奄美大島海区及び沖縄海区のソデイカ漁に係る漁具の制限内容（ソデイカ旗流し漁における旗及び旗竿の本数の制限等）は同一。

→　事務局としては，資源管理の観点から引き続き同様の制限内容とし，指示の遵守について周知を図っていくことを考えている。

・　奄美大島海区では，R6.5.21付けの委員会指示で，沖縄海区においてはR5.9.30付けで，ソデイカはえ縄漁を「禁止」としている。

→　事務局としては，資源管理の観点等から引き続きソデイカはえ縄漁を「禁止」とすることを考えている。

設問１　禁漁期間について

（1）禁漁とすべきと考える期間について

（ｱ）現行の禁漁期間（６月～10月）のままで良い。

（ｲ）後１ヶ月を延長し，（沖縄海区と同じく）６月～11月を禁漁期間とすべき。

（ｳ）以前と同じ禁漁期間（７月～10月）に戻すべき。

（ｴ）上記ｱ～ｳのいずれでもなく，（　　月～　　月）を禁漁期間とすべき。

（2）（1）を選んだ理由

設問２　ソデイカ旗流し漁業における漁具の制限について

（1-1）　最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合，使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は，操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め，１漁船につき30本以内とし，使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

（ｱ）　現行の30本以内で良い。

（ｲ）　現行の制限を（　　本以内）に見直してほしい。

（ｳ）　本数制限を撤廃してほしい。

（1-2）　上記（1-1）を選んだ理由

(2-1)　最大高潮時海岸線から50海里を越える海域で操業することを目的とする場合，使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は，操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め，１漁船につき50本以内とし，使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

(ｱ)　現行の50本以内で良い。

(ｲ)　現行の制限を（　　本以内）に見直してほしい

(ｳ)　本数制限を撤廃してほしい。

(2-2)　上記（2-1）を選んだ理由

設問３　ソデイカはえ縄漁業について

(1-1)　承認制とされていることについて

(ｱ)　引き続き禁止のままで良い。

(ｲ)　令和６年５月までの承認制※に戻すべき。

(ｳ)　規制なしとしてほしい。

※　R6.5までの承認制：①奄美群島内に住所を有する者15件以内，それ以外で県内に住所を有する者５件以内にて委員会で承認された申請者を承認，②漁業で使用する擬餌針の数は１隻当たり350針以内，最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない，との制限。

(1-2) 上記（1）を選んだ理由について，以下空欄に記載願います。

※(1-1) で(ｲ)または(ｳ)を選択した場合は，３（2-1）～（3-2）も回答。

(2-1)　「ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は１隻当たり350針以内」との令和６年５月までの制限について

(ｱ)　350本以内が良い。

(ｲ)　令和６年５月までの制限を（　　針以内）に見直してほしい。

(ｳ)　針数制限なしとしてほしい。

(2-2)　上記（2-1）を選んだ理由

(3-1)　ソデイカはえ縄漁業は，「最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。」との令和６年５月までの制限について

(ｱ)　50海里以内操業禁止が良い。

(ｲ)　令和６年５月までの制限を（　　海里以内）に見直してほしい

(ｳ)　制限は不要。

(3-2)　上記（3-1）を選んだ理由

設問４　その他御意見について

ソデイカの採捕に係る委員会指示に関する調査結果について　（令和7年2～3月調査）

【調査対象：奄美大島海区内8漁協，奄美大島外県内関係2漁協】
【回答：全10漁協】

Ｑ１　禁漁期間（現行６月～１０月）について

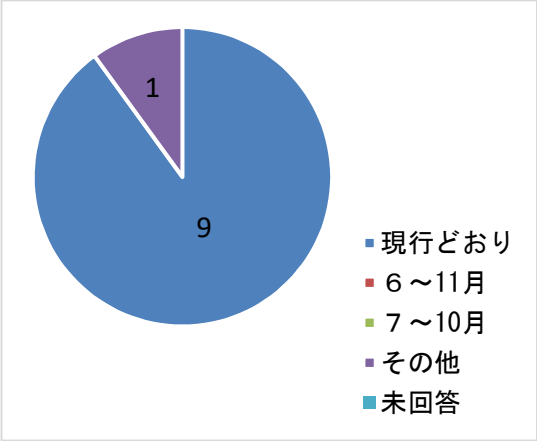

（主な理由）
① 現行どおり
・ 現状で問題を感じていない。
・ 漁業者からの意見。
・ 漁協としても漁業者としても11月におけるソデイカ漁の収入は重要。
・ 以前の7～10月に戻してほしいという意見もあるが，資源管理の観点から現行のままが望ましい。

② その他（**5～10月禁漁**）
・ 資源管理の観点から，現状より1ヶ月禁漁期を多くしてはどうか。（11月禁漁よりも漁業者収入に影響が少なく，かつ産卵期である5月を禁漁とし，現状より前1ヶ月長い禁漁期とする。）

Ｑ２－１　旗等の本数（現行50海里内30本以内）について

（主な理由）
① 現行どおり
・ 適量と考えるため。なお，本数制限を行うなら，厳しい罰則を設けるべき。
・ 現状で問題ないため。
・ 漁業者からの意見。
・ 制限が漁業者に定着している。
・ これ以上本数が増えるとより漁場が狭くなるため。

Ｑ２－２　旗等の本数（現行50海里超50本以内）について

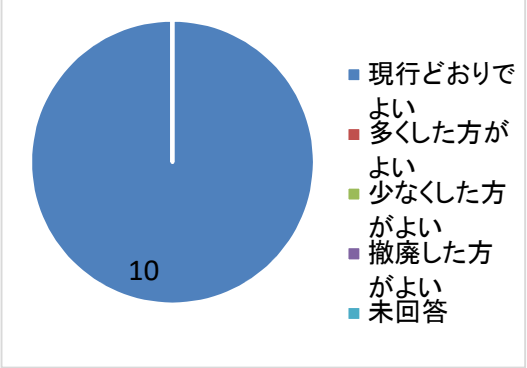

（主な理由）
① 現行どおり
・ 現状にて問題ないため。
・ 漁業者からの意見。
・ 制限が漁業者に定着している。
・ 沖縄の漁船が多く現在でも間隔が狭いので，これ以上本数が増えるとより漁場が狭くなる。

Ｑ３－１　ソデイカはえ縄漁の承認制について

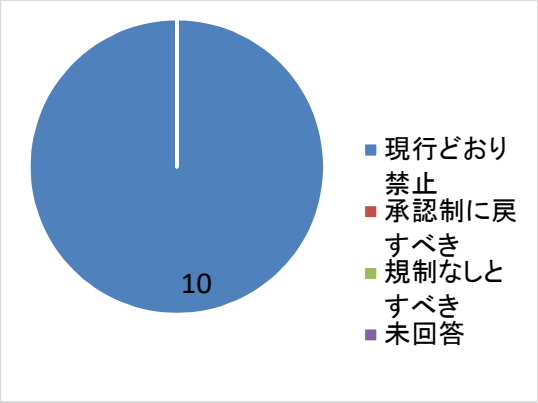

（主な理由）

① 現行どおり

・ はえ縄漁が行われると，はえ縄が絡まったり漁場を荒らされるため。
・ 現状にて問題ないため。
・ 漁業者の意見。
・ 旗流し操業が主流となっており，操業海域の混雑を防ぐためにも引き続き禁止すべき。
・ 沖縄海区もはえ縄漁を禁止としているため。

Ｑ３－２　擬餌針の本数（現行はえ縄１隻350針以内）について

Ｑ３－３　操業区域の制限（現行はえ縄50海里内禁止）について

・ Q3－1で，全10漁協から「現行どおり禁止とすべき」との回答であったため，回答なし。

Q4　その他（自由意見）

・ 海域制限および旗数のルールが守れていない漁船が多数見られる（県外船が多い）ため，旗数等の確認を徹底してもらいたい。漁業者がルールを守った操業を行うよう，罰則を設け，監視を強化してほしい。
・ 一部の沖縄漁船が奄美大島海区管内で11月から操業している。沖縄海区の指示では6～11月が禁漁となっていることから，11月における奄美大島海区管内での操業を行
わないようにしてほしい。
・ 旗数は50海里内30本以内となっているが，当初50海里超で50本以内で操業を始めて，その後50海里内の漁場へ移動し，海区指示に違反する状態で操業を行っている漁船が一部見られる。そもそも50本以上船に搭載し漁業を行っている船もあると聞くので，取締りの強化が必要ではないか。

奄美大島海区漁業調整委員会指示（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第７－１号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について，漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき，次のとおり指示する。

令和７年　月　日

奄美大島海区漁業調整委員会会長　　○○○○

１　定義

⑴　この指示において，ソデイカはえ縄漁業とは，垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ，それを幹縄で多数連結して，うきによって海面から吊るし，ソデイカを採捕する漁業をいう。

⑵　この指示においてソデイカ旗流し漁業とは，垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ，それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを１単位として流し，ソデイカを採捕する漁業をいう。

２　ソデイカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において，ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

３　操業期間の制限

ソデイカ旗流し漁業は，毎年６月１日から10月31日までは操業してはならない。

４　漁具の制限

ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

⑴　最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合，使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は，操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め，１漁船につき30本以内とし，使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

⑵　最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合，使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は，操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め，１漁船につき50本以内とし，使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

５　漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は，委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

６　遵守事項

ソデイカ旗流し漁業を行う者は，この指示に定めるもののほか，委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは，これを遵守しなければならない。

７　取扱事項

この指示に定めるもののほか，操業の承認等に係る取扱いについては，別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

８　指示の有効期間

この指示の有効期間は，令和７年６月１日から令和９年５月31日までとする。

（第１号様式）

ソデイカ旗流し漁業実績報告書

令和　　年　　月　　日

奄美大島海区漁業調整委員会会長　殿

住　　所
組 合 名
代表者名　　印

令和○年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について，下記のとおり報告します。

記

1　操業経営体数　　経営体

2　操 業 実 績

操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備　　考
年11月			
12月			
年１月			
２月			
３月			
４月			
５月			
６月			
合　　計			

※　用紙サイズは日本工業規格Ａ４版とする

ソデイカ漁業の承認取扱要領（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第７－１号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは，次によるものとする。

第１　漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が，奄美大島海区漁業調整委員会指示第７－１号の５に基づき提出する漁獲実績報告書は，ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第１号様式）による。

第２　要領の改正

この要領の改正は，委員会の議決により行うものとする。

附　則

この要領は，令和７年６月１日から施行し，令和９年５月31日限りでその効力を失う。

委員会指示の有効期間について

【漁業法】

第百二十条　海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権(第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。)又は入漁権(同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。)の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（省略）

８　第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

９　都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

１０　前項の期間は、十五日を下ることができない。

１１　第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

（省略）

第百九十一条　第百二十条第十一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（事務局案）

委員会指示の有効期間を２年間（令和７年６月１日から令和９年５月 31 日）とすることで，裏付け命令の適用期間を現行より延長し抑止力を高めたい。

委員会指示　　新旧対照表

更　新（案）	現　行	備　考
		改正理由 ・委員会指示が令和７年５月31日で失効することに伴う指示の更新
奄美大島海区漁業調整委員会指示第７－１号	奄美大島海区漁業調整委員会指示第６－１号	・指示番号の改正
奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について，漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき，次のとおり指示する。	奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について，漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき，次のとおり指示する。	
令和７年　月　日 奄美大島海区漁業調整委員会会長　○○○○	令和６年５月21日 奄美大島海区漁業調整委員会会長　茂野拓真	・指示年月日の改正（県公報登載日）
（第１～第７　略）	（第１～第７　略）	
８　指示の有効期間 この指示の有効期間は，令和７年６月１日から令和８年５月31日までとする。	８　指示の有効期間 この指示の有効期間は，令和６年６月１日から令和７年５月31日までとする。	・条番号の改正 ・有効期間の改正

ソデイカ漁業の承認扱要領　　新旧対照表

更　新（案）	現　行	備　考
		改正理由 ・委員会指示を更新することに伴う改正
奄美大島海区漁業調整委員会指示第７－１号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは，次によるものとする。	奄美大島海区漁業調整委員会指示第６－１号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは，次によるものとする。	・指示番号の改正
第１　漁獲実績の報告 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が，奄美大島海区漁業調整委員会指示第７－１号の５に基づき提出する漁獲実績報告書は，ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第８号様式）による。	第１　漁獲実績の報告 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が，奄美大島海区漁業調整委員会指示第６－１号の５に基づき提出する漁獲実績報告書は，ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第８号様式）による。	・指示番号の改正
（第２　略）	（第２　略）	
附則 この要領は，令和７年６月１日から施行し，令和８年５月31日限りでその効力を失う。	附則 この要領は，令和６年６月１日から施行し，令和７年５月31日限りでその効力を失う。	・施行日及び失効日の改正
（第１号様式　略）	（第１号様式　略）	

県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火･金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

海区漁業調整委員会事項
○漁業法に基づく指示事項 …… 1

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示６第３号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和６年10月１日

沖縄海区漁業調整委員会
会長　上　原　亀　一

（定義）

第１　この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

⑴　「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。

⑵　「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。

⑶　「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを１単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第２　沖縄海区において、令和６年10月１日から同年11月30日まで及び令和７年６月１日から同年９月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

（ソデイカはえ縄漁業の禁止）

第３　沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第４　ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

⑴　最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、１漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

⑵　最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、１漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（試験研究等の適用除外）

第５　この指示のうち第２又は第３の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。

⑴　試験研究の用に供しようとする者

⑵　その他特に必要があると認められる者

（適用除外の承認申請）

第６　第５に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第１号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第７　第５の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第２号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第８　委員会は、第６若しくは第７の申請に対する承認をするとき、又は第９の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第３号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第９　承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第４号様式）を委員会に提出しなければならない。

（制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止）

第10　委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。

（承認証の漁船への備付け）

第11　承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第12　承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第５号様式）を船舷１メートル以上の高さに掲げなければならない。

（操業実績の報告）

第13　承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から１月以内に、ソデイカ採捕報告書（第６号様式）を委員会に提出しなければならない。

（廃止届の提出）

第14　承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第７号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第15　この指示の有効期間は、令和６年10月１日から令和７年９月30日までとする。